

定期監査（財務監査）・行政監査結果報告

第1 監査の対象	総務部 職員厚生課 財務部 財政課 調達課 市民税課 収納対策課 健康福祉部 福祉総務課 障害者更生相談所 介護保険課 健康医療課 看護専門学校 病院管理課 健康増進課 生活衛生課 保健所浜北支所 新エネルギー推進事業本部 会計管理者 消防 消防総務課 警防課 中消防署 西消防署 北消防署 天竜消防署 上下水道部 上下水道総務課 料金課 下水道工事課 下水道施設課 天竜上下水道課 市選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 議会事務局 議会総務課	政策法務課 文書行政課 資産経営課 税務総務課 資産税課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 国保年金課 精神保健福祉センター 保健環境研究所 佐久間病院 保健総務課 保健予防課 予防課 情報指令課 東消防署 南消防署 浜北消防署 お客さまサービス課 水道工事課 浄水課 浜北上下水道課 引佐上下水道課 議事調査課
第2 監査の期間	平成24年12月10日から平成25年2月22日まで	
第3 監査の方法	監査対象部局から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を求め、主として平成24年度執行の事務事業が関係法令に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。 なお、調査の一部は浜松公会計監査団に委託し、その意見を参考とした。	
第4 監査の結果	次のとおりである。	

総 務 部

財務に係る事務の執行として収入事務、交付金交付事務、業務委託契約事務及び財産管理事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

財 務 部

財務に係る事務の執行として収入事務、業務委託契約事務及び財産管理事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられた。

財 務 監 査

税務総務課

- 1 平成 23 年度税務サーバ機器類(合併対応)の保守業務委託について、同業務委託契約書第 1 条第 2 項に規定する保守作業詳細を記した仕様書が、契約書に添付されていない。
- 2 平成 23 年度税務システム運用支援の業務委託について、同業務委託契約書第 7 条第 1 項に規定する工程表及び同条第 3 項に規定する業務着手届が提出されていない。
- 3 平成 23 年度浜松納税意識啓発業務委託について、同業務委託契約書及び同業務委託仕様書において、受託者が実施すべき業務内容(時期、回数等)を具体的に記載していない。

市民税課

- 1 平成 23 年度税法改正に伴うプログラム変更業務委託について、同業務委託契約書第 6 条第 1 項に規定する工程表及び同条第 3 項に規定する業務着手届が提出されていない。
また、同業務委託契約書第 10 条第 4 項に規定する下請人の誓約書及び同業務委託仕様書 5 成果品に定める議事録が提出されていない。
- 2 平成 23 年度市・県民税特別徴収税額変更通知書等作成業務委託について、同業務委託契約書第 6 条に規定する業務工程表、業務に必要な関係書類等及び同業務委託仕様書 3 に規定する履行計画書等(①作業工程及び管理体制、②各種工程の検品体制)が提出されていない。
- 3 平成 23 年度給与支払報告書等封入・仕分業務委託について、同業務委託契約書第 12 条第 1 項第 1 号に規定する業務予定表が提出されていない。
また、同項第 3 号で規定する業務責任者及び同項第 4 号で規定する業務従事者数の届出がされていない。

健 康 福 祉 部

財務に係る事務の執行として収入事務、補助金交付事務、業務委託契約事務及び財産管理事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられた。

財 務 監 査

福祉総務課

- 1 平成 23 年度浜松市保護司会活動費補助金について、履行確認が年度内に行われていない。
- 2 平成 23 年度浜松市静岡県人権・地域改善推進会浜松支部事業費補助金について、履行確認が年度内に行われていない。

国保年金課

- 1 平成 23 年度特定健康診査等受診券送付用封筒一式作成業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 1 号に規定する業務予定表が提出されていない。
また、同項第 3 号に規定する業務責任者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。

健康医療課

- 1 平成 23 年度浜松市夜間救急室調剤業務委託について、契約金額が決定している予製剤・消毒剤の調製及び調剤過誤防止の資料作成 1,023,750 円及び事務費 321,594 円の支出負担行為日を契約日としていない。
- 2 平成 23 年度浜松市自殺対策地域連携プロジェクト業務委託について、同業務委託契約書第 16 条第 1 項第 3 号に規定する業務責任者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。
- 3 平成 23 年度「いのちをつなぐ手紙」封書付きリーフレット製作及び配布業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 3 号に規定する業務責任者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。

保健環境研究所

- 1 平成 23 年度実験室系特殊空調装置及び排気装置等維持管理業務委託について、受託者は無停電電源装置点検及び乾式スクラバー内吸着濾剤取替を再委託しているが、同業務委託契約書第 3 条第 2 項に規定する業務委託一部下請負届が提出されていない。

佐久間病院

- 1 入院収益、外来収益及び室料差額収益について、督促状を発していない。
- 2 平成 23 年度昇降機保守点検業務委託について、業務完了前に全契約額の支払いをしている。
- 3 平成 23 年度浦川診療所及び山香診療所電子カルテ印刷製本業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 1 号に規定する業務予定表が提出されていない。
また、同項第 3 号に規定する業務責任者の届出がされていない。

保健所・生活衛生課

- 1 平成 23 年度浜松市食品衛生確保業務委託について、同業務委託仕様書に 9 つの業務内容が記載されているが、それぞれの実施時期や回数が明記されていない。
また、同業務委託契約書第 15 条第 1 項に、受託者は業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を委託者に提出しなければならないとあるが、業務を毎月実施しているにもかかわらず

らず、業務委託完了報告書の提出は年 2 回であり、提出時期について明確になっていない。

保健所・浜北支所

1 下記の業務委託について、各業務委託仕様書に 8 つの業務内容が記載されているが、それぞれの実施時期や回数が明記されていない。また、各業務委託契約書第 15 条第 1 項に、受託者は業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を委託者に提出しなければならないとあるが、業務を毎月実施しているにもかかわらず、業務委託完了報告書の提出は年 2 回であり、提出時期について明確になっていない。

- ・平成 23 年度浜松市食品衛生確保業務委託(北遠)
- ・平成 23 年度浜松市食品衛生確保業務委託(浜北)
- ・平成 23 年度浜松市食品衛生確保業務委託(引佐)

新エネルギー推進事業本部

財務に係る事務の執行として財産管理事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

会 計 管 理 者

財務に係る事務の執行として業務委託契約事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

消 防

財務に係る事務の執行として交付金交付事務、業務委託契約事務及び財産管理事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられた。

財 務 監 査

消防総務課

1 平成 23 年度消防庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託について、同業務委託契約書第 11 条第 4 項に規定する保安業務担当者等の氏名、生年月日、免状の種類及び番号の通知書が提出されていない。

2 平成 23 年度北消防署本署エレベータ保守点検業務委託について、契約事務が適正に行われていない。

(1) 同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 1 号に規定する業務予定表の提出、同項第 3 号に規定する業務責任者、同項第 4 号に規定する技術資格者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。

また、同業務委託仕様書 4 一般事項(1)に規定する作業員名簿、緊急連絡表及び同(3)に規定する作業の届出がされていない。

- (2) 同業務委託仕様書 4 一般事項(4)で、業務完了報告書に業務中の写真等を添付することとしているが、添付されていない。
- 3 平成 23 年度消防局中央監視設備保守点検業務委託について、同業務委託契約書第 11 条第 1 項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。

上 下 水 道 部

財務に係る事務の執行として収入事務、補助金交付事務、業務委託契約事務及び財産管理事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられた。

財 務 監 査

上下水道総務課

- 1 平成 23 年度公共下水道における包括的民間委託・公共施設等運営権活用検討業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 3 号に規定する業務責任者の届出がされていない。
また、同業務委託仕様書 1.8 提出書類に規定する職務分担表及び納品書が提出されていない。
- 2 平成 23 年度浜松市水道事業官民連携検討調査業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 3 号に規定する業務責任者の届出がされていない。
- 3 平成 23 年度上下水道部草刈・除草及び清掃業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 3 号に規定する業務責任者の届出がされていない。
また、同業務委託仕様書 3 一般事項(1)に規定する作業員名簿及び緊急時連絡票が提出されていない。

お客さまサービス課

- 1 平成 23 年度浜松市給排水台帳ファイリングシステム保守業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 2 号に規定する業務責任者及び同項第 4 号に規定する従事者数の届出がされていない。
- 2 平成 23 年度浜松市水道地理情報管理システム窓口用クライアント追加業務委託について、同業務委託仕様書 5 に規定する成果品明細書及び打合せ記録簿が提出されていない。

下水道工事課

- 1 平成 23 年度浜松市公共下水道浜北・天竜地区マンホールポンプ運転監視業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 5 号に規定する業務責任者の届出がされていない。

浄水課

- 1 平成 23 年度上水道施設除草業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 3 号に規定する業務責任者及び同項第 5 条に規定する従事者数の届出がされていない。
また、同業務委託仕様書第 3 条第 1 項第 2 号に規定する作業主任者、作業員名簿及び同項第 3 号に規定する緊急時連絡票が提出されていない。

- 2 平成 23 年度ガスクロマトグラフ質量分析装置(農薬用)点検業務委託について、同業務委託仕様書の一般項目に規定する緊急時連絡表が提出されていない。

下水道施設課

- 1 平成 23 年度委託第 52 号館山寺浄化センター樹木剪定等業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 1 号に規定する業務予定表の提出、同項第 3 号に規定する業務責任者、同項第 4 号に規定する技術資格者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。
また、同業務委託仕様書のその他第 2 号に規定する施工計画書が提出されていない。
- 2 平成 23 年度委託第 47 号湖東浄化センター東側樹木伐採業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 1 号に規定する業務予定表の提出、同項第 3 号に規定する業務責任者、同項第 4 号に規定する技術資格者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。
また、同業務委託仕様書のその他第 2 号に規定する施工計画書が提出されていない。

天竜上下水道課

- 1 農業集落排水事業分担金 1 件 160,000 円について、督促状を発していない。
- 2 平成 23 年度天竜・春野・龍山地区簡易水道施設管理業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 3 号に規定する業務責任者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。
- 3 平成 23 年度天竜簡易水道施設休日待機業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 3 号に規定する業務責任者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。

引佐上下水道課

- 1 平成 23 年度引佐・細江町上水道施設遠方監視点検業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 3 号に規定する業務責任者、同項第 4 号に規定する技術資格者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。
- 2 平成 23 年度細江浄化センター、三ヶ日浄化センター管理棟警備業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 3 号に規定する業務責任者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。
- 3 台帳及び図面の写しの交付に係る実費として受領した現金について、浜松市上下水道部会計規程第 28 条の規定に基づく即日又はその翌日の出納取扱金融機関等への払い込みがされていない。

市選挙管理委員会事務局

財務に係る事務の執行として交付金交付事務、業務委託契約事務及び財産管理事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

人事委員会事務局

財務に係る事務の執行として業務委託契約事務及び財産管理事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられた。

財務監査

- 1 平成 23 年度浜松市職員採用案内パンフレット等作成業務委託について、同業務委託契約書第 15 条第 1 項第 3 号に規定する業務責任者及び同項第 5 号に規定する従事者数の届出がされていない。

議会事務局

財務に係る事務の執行として交付金交付事務、業務委託契約事務及び財産管理事務を主眼に調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

定期監査等の結果に基づく意見について

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出します。

総 務 部

文書行政課

- 1 浜松市文書規則では、外部から届けられる文書について、内容が軽易なものを除き受付印を押印することになっている。しかし、軽易かどうかの判断は各課に委ねられており、その取扱いに統一性がない。

総括文書主管課として、外部から届けられる文書のシステムへの登録や受付などについてマニュアル等の整備を検討し、統一的な文書管理に努められたい。

財 務 部

財政課

- 1 歳出予算の執行科目である「節」の区分については、地方自治法施行規則で性質別に分類されている。

その中でも特に執行科目の委託料、補助金、負担金については、対象事業に対して市がどのように関わるべきかを判断し、事業の性質や目的にふさわしい適切な科目により執行されるよう努められたい。

また、同種事業であっても、委託料と補助金の二種類の執行科目が混在している事例のほか、補助金として支出することが適切であると考えられる委託事業の事例も散見されることから、事業の見直しにより改善に努められたい。

調達課

- 1 委託事業において、委託先が業務の一部を再委託する場合の基準は特に示されておらず、再委託の可否は各所管課の判断に委ねられ統一されていない。

こうしたことから、委託先が、再委託についての基準を十分理解した上で契約に臨めるよう、再委託について統一した事務取扱いを検討されたい。

収納対策課

- 1 収納対策課は、主として市税や国民健康保険料の滞納整理を自力執行権に基づいて行いながら、併せて他の市債権の全庁的な指導や管理を行っている。そして、自力執行権のない市債権については、債権所管課から一時移管を受け、悪質な滞納者に対しては強制執行に向け支払督促の申立てを行うなど、積極的な取組が見られ評価できる。

一方、債権所管課においては、債権管理に関する知識や実務経験が未だ十分ではないことから、収納対策課の持つノウハウを各所管課に対して積極的に教示し、指導されたい。

また、国民健康保険料については、国保年金課と一層連携し、より効果的な滞納対策に取り組んでいただきたい。

健 康 福 祉 部

高齢者福祉課・介護保険課

1 介護保険は、加齢により要介護状態となっても、可能な限り在宅で自立した日常生活ができるよう、介護サービスを給付する制度である。

その一方で、一人暮らしやその他の事情により、特別養護老人ホーム等の施設サービスを必要とする人もおり、入所施設の整備も必要である。

また、施設サービスは在宅サービスに比べ給付費がかさむため、過剰な整備は介護保険財政や保険料に大きな影響を与えることとなる。

今後、長期的には高齢者人口も減少が見込まれており、今後の入所施設の整備には、真に必要な数量を見極めることが重要となる。必要数の見込みに当たっては、単に入所待機者情報のみならず、推計の精度を一層高め、的確な対応をしていただきたい。

介護保険課

1 介護保険料の滞納に対する債権管理で、時効1月前の最終催告書の送付については、その効果が疑問であり、またその後の滞納処分を行うための十分な期間が確保できない。

滞納整理の事務執行について、その効果とスケジュールを再検討するとともに、滞納処分については粛々と実行すべく努められたい。

国保年金課

1 国民健康保険事業会計は厳しい財政運営が続いており、保険料は毎年引き上げられている。平成22年12月に保険料の収納率向上と滞納額削減のためのアクションプランを策定し、様々な収納対策を講じるとともに、平成24年度には専任職員の配置等により徴収体制を強化した結果、その成果が現れてきている。

平成25年度以降についても、新たなアクションプランの下、積極的な滞納対策により、加入者の公平性の確保と安定的な事業運営ができるよう、引き続き必要な対策を講じられたい。

看護専門学校

1 市立看護専門学校においては、これまで地域医療に貢献する数多くの優秀な看護師を養成してきたが、近年は同種の養成施設も数多く開設され、開設時とは環境が大きく変化している。

当初の開設目的とこれまでの実績を踏まえ、今後の人材育成方針や学校の特色を明確化し、市内外から優れた人材が集まるよう、魅力ある学校運営に一層の努力をされたい。

会 計 管 理 者

会計課

- 1 会計管理者の事務を補助する各課等の出納員については、常に出納員としての責任や事務内容を充分認識する必要がある。また、会計課主催の会計事務研修会は、職員全体の会計事務に関する一定の知識水準を確保するために必要である。については、それぞれ目的に応じた研修を定期的・系統的に実施されたい。
- 2 現金を取扱う部署は数多くあり、また取扱内容や件数は様々で、部署ごとの状況は大きく異なっている。現金出納の過誤や不正の発生を未然に防ぐ手立てについて、各窓口の繁閑など実情を踏まえた取組を検討し、指導されたい。

上 下 水 道 部

上下水道総務課

- 1 上下水道部の業務委託契約事務において、業務責任者の届出等必要な書類が提出されていないなどの履行管理上の不備が散見される。
部の契約事務を統括する上下水道総務課は、その旨、事務分掌規程に明確に規定するとともに、部内各課の事務執行状況を把握し、部内における当該事務の適正化について、指導の徹底に努められたい。

天竜上下水道課

- 1 平成 28 年度末の簡易水道事業と水道事業の統合に向け準備が進められているが、簡易水道事業の給水収益は年々減少する一方、費用は増加傾向にあり、経営効率を高める方策が必要である。
また、簡易水道事業の市債残高は 23 年度末で約 37 億円あり、統合後の財政運営に少なからず影響を与えると推測されることから、償還の財源については事前に十分調整されたい。
さらに簡易水道における固定資産台帳の整備は、事業統合に伴う公営企業会計移行には必要不可欠となる。
公営企業会計へ円滑に移行できるよう、台帳整備に取り組まれたい。